鳥取県告示第807号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第 10 条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる書類は、平成 18 年 12 月 18 日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 18 年 11 月 10 日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

- 1 申請のあった年月日平成18年10月18日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
 - NPO法人しんらい
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
 - 進 清次
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
 - 米子市淀江町佐陀227-1
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、経済活動の活性化を促す為に、職業能力の開発に努め、仕事量を拡大し収入の増加を図ると共に、障害者の自立及び社会参加に寄与することを目的とする。

又環境の保全(特に里山)に参画し、高齢者の助言・援助を受け、障害者と一丸になった社会環境の整備に 努めることも目的とする。